

労働安全衛生

おかやま労働安全衛生センター

岡山市北区春日町5 - 6

岡山市勤労者福祉センター岡山地区労内

電話 086-238-4911

E mail : oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp

石綿肺の闘病苦が認められた

労災不認定処分の取り消しを命じる一岡山地裁

判決文

9月26日岡山地裁は主文で、以下言い渡しました。

倉敷労働基準監督署長が原告に対し平成20年6月11日付けでした労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金及び葬祭料の支給をしない旨の決定を取り消す。

そして最後に、本件精神障害と業務との間の相当因果関係を否定し、原告の夫の自殺による死亡を業務上の死亡には当てはまらないとした本件処分は違法であるから、取り消されるべきである。



経過

原告の夫H氏は1959年から78年まで(株)日本アスベスト(ニチアス)に入社し、アスベスト吹き付け作業に従事していた。1987年岡山労災病院で石綿肺と診断され、それから石綿肺特有の呼吸困難の症状がゆっくり悪化し、死への恐怖心と不安感が増し、抑うつを発病した。呼吸困難も厳しくなり、酸素吸入マスクが自宅に到着し、いよいよ自分の番が近くになったとことを悟り、2007年5月突然に自死することとなったのです。

この自殺はアスベストの仕事が起因しているとして、労災認定の申請をしたが、業務との因果関係が認められないとして不認定となった。そのため、2010年2月19日不認定取り消しの訴えをおこしていたのです。

裁判の特徴

精神疾患の認定基準である「発症前の6ヶ月間に特別な出来事があったかどうか」を国は物差しとして今回も機械的に当てはめようとしたものです。これに対し、石綿肺の病気の特徴である呼吸困難などの症状がゆっくりと進行し続け、仲間も次から次へと苦しみ亡くなっていくことも加わり、やがて来る死への恐怖が深まる心理的なストレスから自殺を労災として認めるかの争点でした。

石綿の特徴的な病気であることを理解していること。

精神障害の原因として業務による心理的負荷が客観的にみて精神障害を発病させる程度に加重と言え

る場合、業務との因果関係の存在を肯定するとしている。

精神障害を発病した者の自殺による死亡は、精神障害によって正常な認識、行動選択能力が著しく阻害され、自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態での自殺が認められる場合、精神障害が原因で死亡と認められるとしています。

今回の場合、国側は精神障害発病前6カ月の間に、石綿肺の顕著な重症化がないことを重視しているが、次第に悪化していく石綿肺の病状、石綿肺が与える死への恐怖が精神障害を発病させる程度加重であったとしています。

石綿の病気にならなければ夫は元気に人生を楽しんでいたはず 全てを奪ったのは石綿です

原告福永さんのメッセージ

一緒に働いていた同僚が、次々とアスベストの病気で亡くなり、主人が最後の一人でした。亡くなる直前には、亡くなった同僚が夢に出てくると言い、「迎えにきている」とも話していました。生きることを一番強く望んでいた主人ですが、亡くなる直前には「ちくしょう！」とか「くやしい」と大声で叫んでいました。悔しかったのだと思います。

主人は働き始めてから亡くなるまで、アスベストに支配され続けた一生でした。労災であると認めていただきうれしい半面、石綿がなければどれだけいい人生を過ごしただろうと考えると、とても残念です。

私がこの訴訟に踏み切ったのは、元気で体力もあり、生きることに強い執着心を持っていた夫が、なぜ自殺してしまったのか、その原因をはっきりさせたいと考えたからです。そして、自殺せずにそのまま石綿の病気で亡くなっていたら問題なく労災が出るのに、うつ病になって自殺したら労災が出ないということに納得できなかったからです。

夫が亡くなってもう5年が経ちました。提訴してから2年半が過ぎました。今日の日をむかえるまで、とても長かったです。今回の判決で、主人の自死が労災であると認めていただき、主人が弱かったから亡くなったのではなく、仕事・石綿が原因であると認めてもらえたことはうれしいですし、主人にこのことを伝えたいと思います。

最後になりましたが、今日の日を迎えるまで弁護士していただいた先生方、また支援して下さった支援団体の皆さんにお礼と感謝を申し上げます。

今日は、仏壇の前で、静かに座っていたいと思います。